

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、ならびに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉田 浩一郎	3,738,840	24.55
株式会社サイバーエージェント	1,514,100	9.94
株式会社日本カストディ銀行	1,160,800	7.62
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	987,100	6.48
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	817,000	5.36
THE BANK OF NEW YORK 133652	425,100	2.79
住友生命保険相互会社	408,100	2.68
野村 真一	305,000	2.00
BANQUE PICTET AND CIE SA	283,000	1.85
株式会社大和証券グループ本社	245,000	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹谷祐哉	他の会社の出身者								○			
上山亨	他の会社の出身者											
増山雅美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
向井博	○	_____	事業経営者としての豊富な経験を有しており、その豊富な経験に基づき主として業務監査において社外監査役の職務を適切に遂行出来るものと判断したためであります。また、独立役員としての選任理由は、重要な業務執行に係る決定を行う取締役会に参画し、独立した立場であり、上記会社との関係(1)、開示加重要件のいずれにも該当していないため、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に選任しております。
江原準一	○	_____	会計事務所での勤務及び長年に渡り経理・財務業務に携わってきた経験より、会計及び財務に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行出来るものと判断したためであります。また、独立役員としての選任理由は、重要な業務執行に係る決定を行う取締役会に参画し、独立した立場であり、上記会社との関係(1)、開示加重要件のいずれにも該当していないため、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に選任しております。
池田康太郎	○	_____	弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行出来るものと判断したためであります。また、独立役員としての選任理由は、重要な業務執行に係る決定を行う取締役会に参画し、独立した立場であり、上記会社との関係(1)、開示加重要件のいずれにも該当していないため、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、社内取締役及び従業員を対象にストックオプションを付与しております。付与数に関しましては、過去の業績貢献度及び将来への期待を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等はそれぞれを総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役の業務については、適宜コーポレート本部にてサポートを行っております。また、社外監査役は、随時、内部監査室、各部門、会計監査人との情報交換を行うなどしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 1 取締役会
取締役会は、取締役9名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。
- 2 監査役及び監査役会
監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。
- 3 経営会議
当社は経営と業務執行機能を明確にする執行役員制度を導入し、原則毎週1回経営会議を開催し、経営上の重要事項に対する十分な議論と迅速な意思決定を行う体制をとっております。経営会議は、取締役会決議事項及び報告事項の事前審議を行い、取締役会で決定された戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況等について議論し、意思決定を行っております。経営会議の出席者は取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び代表取締役が会議の進行のために必要と認めた従業員であります。
- 4 内部監査
内部監査は、代表取締役直轄の内部監査室が内部監査業務を実施しております。内部監査にあたっては、每期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を実施し、当該監査結果については代表取締役に都度報告する体制となっております。
- 5 社外取締役及び社外監査役
当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的とし、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、機動的な業務執行及び経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的とし、上記のガバナンス体制を実施しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを採用しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトにおいて掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び各四半期決算発表後(年2回以上)に、決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、決算短信および決算説明資料の英訳版を掲載する予定です。また、毎四半期、海外投資家との電話会議等に加え、不定期で海外機関投資家に直接訪問しIRを行う予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示・任意開示情報、決算説明会にて使用した資料等は、当社IRサイトにて掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、IR室にて担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを当社IRサイトに掲載しております。当社はステークホルダーに対し、IRサイトにおける動画配信や、決算発表後における株主説明会等を通じ、適時適切に積極的に情報を提供する機会を設けていく方針です。
その他	当社は、従業員一人ひとりがいきいきと活躍できる職場環境の実現と、企業価値の向上に向けて、以下の取組みを進めています。 (1) ジェンダーフリー・女性の働く環境改善 女性取締役を登用をはじめ、女性管理職数の増加を行うなど、性差によらない働き方の実現に向けた職場環境の実現を進めております。また、外国籍の社員を積極的に採用し、社員の更なる多様性と包括性を拡大するための研修や取り組みを全社で実施しております。 (2) 働きがいのある職場づくり 政府の掲げる働き方改革のもと、当社は働き方の変化と合わせた職場環境の整備は重要なテーマであり、経営トップによる継続的なメッセージの発信に加え、一人ひとりが自分に合った働き方を選択できる環境を整備しております。 具体的には、効率的な時間の使い方を推進する観点から、フルフレックス勤務制度、フルリモートワーク制度などを導入し、働き方の柔軟化を進めております。さらには副業の自由化による社員の働きがいやスキル・知見の向上を図り、個人の成長可能性を広げる取組みも行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年12月25日の取締役会にて、業務の適正を確保するための体制を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

基本理念

会社法第362条第5項の定めに従い、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を下記の通り整備する。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- (2) 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 取締役の職務責任を明確にするため、その任期は1年とする。
- (4) CWグループ行動規範を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- (5) 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- (6) 「コンプライアンス規程」に規定する「ホットライン」制度を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- (7) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- (8) 反社会的勢力、団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- (9) 使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定、改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- (2) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、代表取締役をリスク管理の最高責任者として、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- (2) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とし、緊急事態対応体制をとるものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限基準表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
- (2) 取締役会を補完する会議体として「経営会議」を設置し、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能にする。
- (3) 経営会議を毎週開催し、業務の詳細な事項について討議するとともに、各種の問題を検討し、経営判断的観点から適正かつ効率的な処理を図り、重要な事項については経営会議および取締役会に報告する。
- (4) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
- (5) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

5 当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 当社は、子会社の取締役および業務を執行する使用人に係る事項について、定期的の子会社から報告を受けるとともに重要な事項については事前協議を行う。
- (2) 当社は、子会社を含めた危機管理を統括的に管理する。子会社は、当社の「リスク管理規程」に準拠し、リスクの把握と評価を行うとともにリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案と実行その他必要な事項を実施し、その旨報告する。
- (3) 子会社の取締役および職務の執行が効率的に行われるように当社は必要に応じて当社の取締役および使用人の中から、子会社の取締役として任命・派遣し、当社および子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。
- (4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するように当社の「経営理念」、「行動規範」を子会社の取締役および使用人にも適用し、周知徹底する。
- (5) 当社および子会社は、経営の自主性および独立性を保持しつつ、企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に努める。
- (6) 内部監査室は、当社および子会社の監査を実施し、その重要度に応じ、監査役会、取締役会等の機関に報告し、業務の適正を確保する体制を構築する。

6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

- (1) 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、コーポレート本部に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、監査役の指示に従い、当該使用人は取締役の指揮、命令を受けない。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)

(1)重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2)取締役の報告義務

1 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

2 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容

業績及び業績見通しの内容

内部監査の内容及び結果

内部通報制度に基づく情報提供の状況

行政処分の内容

前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(3)使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

1 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある

2 事実重大な法令または定款違反事実

(4)報告の取り扱い

当社は、内部通報制度による通報を含めて監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。

8 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、監査役がその職務の遂行について、会社法388条に基づき、必要な費用の前払い又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

(1)代表取締役、会計監査人、内部監査室と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査室等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(2)外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

10 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針および関連規程を定め、必要な体制を整備し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力等対応マニュアルを整備し、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取り組んでおります。反社会的勢力等対応マニュアルに基づき、外部専門機関への調査依頼やインターネット検索による方法で、株主、取引先等の反社会的勢力の該当性を確認しております。また、反社会的勢力への組織的な対応を目的として、定期的に全従業員を対象に研修を実施しております。

また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、警察との連携体制を構築するとともに、その会合に出席し情報の収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

